

# 平成 26 年度（2014 年度）東北大学大学院法学研究科 博士課程後期 3 年の課程（4 月入学）学生募集要項 （後継者養成コース司法試験合格者特別選抜）

後継者養成コースは、将来法科大学院における法学教育に研究者教員又は実務家教員として携わる人材の養成を目的とします。法科大学院における法学教育においては理論と実務の架橋が求められることから、本コースの入学者は、研究者教員及び実務家教員双方の指導を受けながら、理論的にも実務的にも意義のある博士論文を執筆することになります。

なお、法科大学院修了者は、2 年間で修了することが可能です。

また、本コースの入学者のうち優秀な者については、フェローとして採用し、東北大学法科大学院における教育支援に従事することにより一定の給与を支給する制度を設けています。

※ フェロー制度に関する詳細は、本研究科のウェブサイト (<http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/>) をご参照ください。

## 1. 専攻及び募集人員

法政理論研究専攻	法政理論研究コース	4 月入学，10 月入学 合わせて 20 名
	後継者養成コース	
	国際共同博士課程コース	

## 2. 出 願 資 格

司法試験（旧司法試験を含む。）合格者のうち、次の (1) から (8) のいずれかの該当者又は平成 26 年 3 月までの該当見込み者です。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国の大学の大学院において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与されたもの
- (6) 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
  - ① 大学を卒業し、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

- ② 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、平成 26 年 3 月末までに 24 歳に達するもの

備考 1. 出願を希望する者は、出願に先だって、大学院で指導を受けようとする教員（以下、「指導予定教員」と相談してください。

本研究科に所属している教員の氏名及び専攻分野については、ウェブサイト (<http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/staff/>) を参照してください。

教員への紹介を希望する者は、法学研究科教務係へ申し出てください。

備考 2. 出願資格(7)又は(8)により出願しようとする者は、事前に入学資格の審査を行いますので、指導予定教員に相談の上、平成 25 年 11 月 26 日（火）までに法学研究科教務係へ申し出てください。

備考 3. 司法修習修了者で出願資格(1)～(6)に該当しない者は、事前に入学資格の審査を行った上で出願することになりますので、備考 2 を参照し、申し出てください。

### 3. 出 願 手 続

出願者は、次により法学研究科教務係において手続きを行ってください。

受付時間は、平日の 8：45～12：45 及び 13：45～16：45 とします。

なお、郵送の場合も受付期間内に必着とします。

(1) 受付期間

平成 25 年 12 月 12 日（木）から 12 月 17 日（火）まで

(2) 提出書類等

出願者は、次の書類をとりまとめ、法学研究科教務係に提出してください。

提出書類	摘 要
① 入学願書及び履歴書	本研究科所定用紙
② 受験票及び写真票	本研究科所定用紙
③ 成績証明書	出身大学院（研究科）又は専門職大学院の長が発行した、前期 2 年の課程（修士課程）又は専門職学位課程の成績証明書 注 1 を参照してください。
④ リサーチ・ペーパー 又は志望理由書 3 部	表紙に氏名を明記してください。 リサーチ・ペーパーは、主に志望する研究分野における任意のテーマについて、日本語で執筆された論文（A4 判 10,000 字以上）又は修士論文若しくはこれに相当するもの（A4 判）とします。 志望理由書は、後継者養成コースへの入学を志望する理由を記載した書面（A4 判 1,000 字程度）とします。
⑤ 研究計画書 3 部	今後の研究計画を記載した書面（A4 判、約 1,000 字）
⑥ 学位取得（見込）証明書	出身大学院（研究科）又は専門職大学院の長が発行した証明書 注 1 を参照してください。
⑦ 博士論文研究基礎力 審査に相当する審査に係る確認様式	出願資格（6）で出願する者は、出身大学院（研究科）が発行した確認様式に、当該審査に関する添付書類を添えて提出してください。

⑧	司法試験合格証明書及び成績通知書の写し、旧司法試験第二次試験合格証明書	司法試験に合格した者は、司法試験合格証明書1通と、成績通知書（短答式試験、論文式試験及び総合評価）の写しを提出してください。 旧司法試験合格者は、旧司法試験第二次試験合格証明書1通を提出してください。
⑨	検定料 30,000 円	郵送の場合は郵便普通為替証書とし、指定受取人欄は記入しないでください。 ただし、本学大学院前期2年の課程（修士課程）又は本学専門職学位課程を平成26年3月に修了見込みの者は、不要です。 本学では、東日本大震災による被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るために、平成25年度実施の入学者選抜試験において、入学検定料免除の特別措置を行います。詳細は電話でお問い合わせください。
⑩	住民票	日本に在留している外国人で入学を志望する者（在留期間が90日を超えない者を除く。）のみ。市区町村長が発行したものを提出してください。
⑪	受験票送付用封筒(長3)	出願者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、350円切手をはったもの
⑫	あて名シール	出願者の住所、氏名及び郵便番号を記入したもの
⑬	その他	法科大学院の教員による推薦状、TOEIC、TOEFL、その他の語学能力等を示す公的証明書、研究業績がある場合は業績リスト、参考論文等（日本語でなくても良い）を提出することができます。なお、必要に応じ、本研究科が指定する書類の提出を求めることがあります。

注1：本研究科前期2年の課程又は本研究科専門職学位課程を修了した者及び平成26年3月修了見込みの者は、③及び⑥の書類は提出不要です。

注2：受験及び修学上の特別な配慮を必要とする入学志願者のための相談を行っていますので、相談を希望する者は、次の事項を記載した申出書（様式任意）を提出してください。

なお、申出書の提出を理由として、合否判定の際に不利に扱われることはありません。

\* 相談の期限：原則として平成25年11月26日（火）まで

\* 申出書に記載する内容

- ① 志願者の氏名、住所（連絡先電話番号も記載）、② 出身大学等、③ 受験上特別な配慮を希望する事項、④ 修学上特別な配慮を希望する事項、⑤ これまで認められたことのある特別な配慮の内容、⑥ 日常生活の状況、⑦ その他参考となる資料（現に治療中の者は、医師の診断書を添付）

\* 提出先：法学研究科教務係

## 4. 選考方法

選考は、口述試験、リサーチ・ペーパー又は志望理由書、研究計画書、成績証明書等の提出書類の審査結果を総合して行います。

### (1) 口述試験

提出されたリサーチ・ペーパー又は志望理由書、研究計画書、成績証明書等を中心に行います。

### (2) 口述試験日程及び場所

#### (ア) 日程

平成26年1月29日（水）から2月6日（木）の間（後日通知します。）

注：口述試験について、その日程を変更することがあります。

その場合には、あらかじめ該当者にその旨を通知しますので、注意してください。

#### (イ) 場所

東北大学大学院法学研究科（法学部棟）

## 5. 合格者発表

平成26年2月21日（金）

午前11時（予定）に法学部棟2階掲示板及び東北大学大学院法学研究科ウェブサイト（<http://www.law.tohoku.ac.jp/>）へ掲示します。なお、同日中に出願者全員に選考結果を発送します。

## 6. 入 学 手 続

入学時に必要な手続き書類は別途案内します。

(1) 入学料の納付期間

平成 26 年 3 月 10 日（月）及び 11 日（火）

入学料がこの間に納付されない場合は、入学辞退者となります。

(2) 入学料

282,000 円（予定額）

本学の大学院前期 2 年の課程（修士課程）又は専門職学位課程を平成 26 年 3 月に修了見込みの者は、不要です。

[上記の納付金額は予定額であり、入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。]

## 7. 授 業 料

前期分：267,900 円（年額 535,800 円）（予定額）

[上記の納付金額は予定額であり、入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。]

## 8. そ の 他

- (1) 出願書類等を郵送する場合には、書留郵便としてください。
- (2) 出願書類の用紙を請求する者は、宛先（住所、氏名及び郵便番号）を明記し、200 円分の切手をはった返信用の封筒（角形 2 号：A4 判の書類が入る大きさ）を同封して、「博士課程後期 3 年の課程後継者養成コース司法試験合格者特別選拔出願書類請求」と朱書の上、郵便で請求してください。その他、試験について郵便で照会する者は、所要の切手をはった封筒を同封してください。
- (3) 出願手続後の書類記載事項の変更は認めません。
- (4) 出願のため提出した書類及び検定料は返却しません。
- (5) 可否の問い合わせには、一切応じません。
- (6) 個人情報の取扱いについて
  - ① 本研究科が保有する個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令、及び「国立大学法人東北大学個人情報保護規程」に基づいて厳密に取り扱い、その保護に万全を期しています。
  - ② 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜、入学手続、追跡調査、入学後の学生支援関係（奨学・授業料免除及び健康管理等）及び修学指導等の教育的目的並びに授業料徴収等の目的のみに利用します。

平成 25 年 8 月

郵便番号 980 - 8576

仙台市青葉区川内 27 - 1

**東北大学大学院法学研究科**

電話 (022) 795 - 6176

<http://www.law.tohoku.ac.jp/>